

第11部 麻酔

第1節 麻酔料

- L009麻酔管理料（Ⅰ）は常勤の麻酔科標榜医が行った場合に算定し、L010麻酔管理料（Ⅱ）は常勤の麻酔科標榜医の指導のもと、麻酔科標榜医以外の医師が行った場合に算定する。
- 1つの手術に対し、複数の方法で麻酔を行った場合は主なもので算定する
脊椎麻酔と全身麻酔の同時算定は認められない。
- 静脈麻酔の手技料は、静脈麻酔剤と分類される薬剤を使用して麻酔を行ったときには算定可であるが、ソセゴン・ホリゾン・ドルミカムなどの静脈麻酔薬以外のみを薬剤を使用したときには算定できない。
- 緊急の場合を除き、麻酔前後の診察は、当該麻酔を実施した日以外におこなわなければならない。
即ち算定日は麻酔の翌日以降であることが望ましい。

第12部 放射線治療（略）

第13部 病理診断

第1節 病理標本作成料

- 対称器官で左右検査を行った場合、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料として左右1臓器で算定。

例

両側の尿管カテーテル法を行い採取した両側の腎盂尿の細胞診を検査したとき。
両側の尿管皮膚瘻より採取した尿を同時に細胞診に提出したとき。

- ※1 尿細胞診は、2穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの190点となります。
- ※2 尿は膀胱腔から排出された液体のため（体腔液細胞診）
- ※3 膀胱洗浄液・腎盂洗浄液等もこれに該当します（体腔洗浄細胞診）
- ※4 尿細胞診の算定は以前は「血尿」の病名で認められていたが、近年は「血尿」の病名のみでは査定されるようになった。「膀胱がんの疑い」などの病名が必要である。